退職金と税金

●退職金に対する所得税、個人市県民税

●所得税（国税）、個人市民税（市税）、個人県民税（県税）

退職金には長年の勤労に対する報償的な性格があり、また、老後の生活を保障するものですので、税負担が軽くなるような税制上の配慮がなされています。

退職金は、他の所得と分離して、勤続年数に応じた退職所得控除額を差し引き、控除後の金額を2分の1にしたものを課税対象額として税額を算出します。

$$\text{課税対象額} = \left(\text{退職金} - \text{退職所得控除額}\right) \times \frac{1}{2}^{※}\ （1{,}000円未満の端数切捨て）$$

※勤続年数が5年以下である場合は、課税対象額の計算方法が異なります。
・法人役員等に支払われる場合は、退職金から退職所得控除額を差し引いた額が課税対象額になります。
・法人役員等以外に支払われる場合は、退職金から退職所得控除額を差し引いたあとの金額のうち、300万円を超える部分の金額については、2分の1の額ではなく全額が課税対象額になります。

$$\text{所得税の税額} = \text{課税対象額} \times \text{税率－速算表による控除額}$$

$$\text{個人市県民税の税額} = \text{課税対象額} \times \begin{matrix}\text{個人市民税 } 6\% \\ \text{個人県民税 } 4\%\end{matrix}\ （\text{税率}）（100円未満の端数切捨て）$$

退職所得控除額

勤続年数	控除額
20年以下の場合	40万円 × 勤続年数（80万円に満たないときは80万円）
20年を超える場合	70万円 ×（勤続年数 − 20年）＋ 800万円

※勤続年数が1年に満たない期間は切り上げます。
※障がい者になったことで退職した場合は、控除額に100万円を加算します。

●所得税の納付など

「退職所得の受給に関する申告書」を会社に提出すれば、会社が所得税および復興特別所得税を計算して退職金から差し引きますので確定申告は原則不要です。ただし、医療費控除や寄附金控除の適用を受けるなどの理由で確定申告書を提出する場合は、確定申告書に退職所得の金額を記載する必要があります。「退職所得の受給に関する申告書」の提出がない場合は、退職金の収入金額から一律20.42%の所得税及び復興特別所得税が源泉徴収されますので、確定申告で精算することになります。

●個人市県民税の納付など

原則として、特別徴収により納めます。給与などの所得については翌年度に課税されますが、退職所得については所得が発生した年に課税されます。

●死亡により相続人などが受け取る退職金

被相続人の死亡によって、死亡後3年以内に支払が確定した退職金が、相続人などに支払われた場合には、その退職金は相続税の課税対象となりますので、所得税、個人市県民税の対象とはなりません。

相続人が取得した退職金のうち相続税の課税の対象となる金額は、[500万円×法定相続人の数]を超えた部分です。

●中途退職で年末調整を受けていないとき

サラリーマンの所得税は毎月の給料やボーナスから源泉徴収され、年末調整によって過不足額の精算をします。年末調整によって所得税の納税が完了した場合、原則、確定申告は不要ですが、退職して再就職しない場合、年末調整を受けられませんから、所得税は納め過ぎとなっている場合があります。

※この納め過ぎの所得税は、翌年に確定申告をすれば還付を受けられます。